

わかことワカルの少年法 第9回

今月のテーマ：家裁に送られてから審判まで ⁱ

今回のテーマは「付添人」です。これは、大人の手続でいう弁護士に近い存在です。でも、実はよく見てみるとかなり違います。じゃあ、どんなふうに違うのでしょうか？そんなことを扱います。

それに関連して、審判のおおまかな仕組みについても少しだけ触れます。

ワカル：これから出かけるんだけど、一緒に来てくれる？

わかこ：いいわよ。でもどこ行くの？

ワカル：裁判所。だからわかこちゃん、僕の付添人ってことになるね！！

わかこ：バッカみたい。

<「付添人」ってなに？・でも、その前に・・・>

付添人のお話に入る前に、大人の刑事手続についておおまかに解説しておきたいと思います。

憲法 34 条 （被疑者の弁護人選任権）ⁱⁱ

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。（以下略）

憲法 37 条 3 項 （被告人の弁護人依頼権）ⁱⁱⁱ

刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

憲法 34 条

誰でも、警察に捕まる^{iv}時、すぐに理由を言ってもらえるし、すぐに弁護士^vを頼める。

憲法 37 条 3 項

裁判中の人^{vi}は、どんな場合でも弁護士を頼める。お金がなくて頼めないときは、国に弁護士をつけてもらえる。

弁護人について

大人も少年も犯罪をして警察に捕まる場合には、弁護士を頼むことができます（弁護人選任権といえます）。皆さんもドラマで、捕まっている人と弁護士が面会する場面なんかを見たことはありませんか。

弁護人を頼めるのは、次の理由からです。

- ・自分が警察に捕まったままでは裁判の準備ができませんので、弁護士に頼みます。弁護士は法律のプロですから、自分の味方になってくれれば検察官と互角に戦ってくれるでしょう^{vii}。
- ・もしかしたら自白をとるために拷問が行われるかも知れません。そんなとき、法律のプロである弁護士に言えば助けてくれそうです。

・自分が警察に捕まっている間、誰も助けてくれる人がいないと不安です。弁護士と話せれば、精神的にも安定できそうです（少年の場合、大人以上に援助が必要ですね）。

裁判になったとき弁護人は・・・

そしてここからが大人の裁判手続のお話です。

裁判になった場合は、一定の軽い罪の事件を除き、必ず弁護人がつきます（必要的弁護）。ここが少年審判と異なるところです（後述のように、現在少年審判では付添人は原則的に任意）。

裁判になったときは、弁護人は実際に自分の味方として検察官と戦います。「自分は無罪だ」とか「酔っぱらっていて覚えていない」とか「自分は犯罪をしたけれど悔

いているから罪を軽くしてくれ」とか、自分の言いたいことを弁護士が法律的に代弁してくれるわけです。このようにして、自分が法律を知らなくても弁護士が味方になってくれるおかげで、犯罪をしていないのに有罪とされて刑罰を科せられたり、不当に重い刑罰を科せられたりすることがないように配慮されているわけです。

実際の裁判では、検察官VS被告人(自分)&弁護士という形で戦って、その結果裁判官が有罪か無罪か、有罪ならどのくらいの刑罰がよいか、判断します(これを、対審構造とか当事者主義的訴訟構造といいます)。

<「付添人」ってなに?>

では、本題に入りましょう。

少年法10条 (付添人)

少年及び保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、付添人を選任することができる。ただし、弁護士を付添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。

保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、付添人となることができる。

少年とその保護者は、家庭裁判所の許可をもらって、「付添人」を頼める。ただし、弁護士を付添人として頼む場合には、家庭裁判所の許可は要らない。

少年の保護者は、家庭裁判所の許可をもらって、「付添人」になれる。

付添人の活動と役割～二面性論

付添人とは、大人の刑事手続で言う弁護人に近い存在です。つまり、審判手続に入る前にその準備活動をしたり、実際に審判に入ったときに少年の弁護をしたりします。

しかし、大人の場合と違うことが一つありますね。そう、戦う相手であった検察官がないのです(あくまで原則、詳しくは後述します)。この大きな違いに対応して、付添人の活動と役割も大人の場合でいう弁護人とは違ってきます。

そこで、二面性論という考え方が登場します。付添人は少年の弁護活動をするとともに、少年を保護するという少年法の目的を実現するために少年に付き添いつつ裁判官に協力するという活動もすると言うわけです。でも、このように考えると、大人の場合にはただ被告人の味方をしていれば良かったのですが、少年事件では少年の味方ばかりしては行かないということになりそうです。そう考えると、「弁護士でありながら裁判所に協力するってというのは矛盾してない・・・?」と思えてくるのです。

お金がない人のための国選弁護制度

でも、そんなふうに分を助けてくれる弁護人もお金がなければ頼めません。でも警察に捕まっている人は皆が裕福なわけではありませんから、弁護士が頼めないまま捜査・裁判がされれば誤って有罪にされてしまうかもしれません。というわけで、国が税金で弁護人をつけてくれる制度があります(国選弁護制度といいます)。でも、裁判段階からしかつけてもらえないので、捜査段階からつけてもらえないと十分でないとい批判されています^{viii}。

付添人の活動と役割～パートナー論

そこで登場するのが、パートナー論という考え方です。つまり、少年の保護のため裁判所に協力するのではなく、まず少年の心に耳を傾け少年と信頼関係を築いた上で、少年自身が主体的に審判に臨めるように援助するパートナーと捉えるのです。そう考えると、少年を弁護することはもちろん、少年との関わりが大切になります。そのような少年と付添人との関わりがあるからこそ、審判も保護処分もその効果を発揮するのだと考えられるのです^{ix}。

実際、付添人の活動は刑事弁護活動だけにとどまりません。少年との面会はもちろん、保護者や友人、教師などとの面会、被害者との面会、少年の雇用者との面会など、その活動は多岐にわたります(このような活動の様子を具体的に知りたい方は、福岡県弁護士会子どもの権利委員会『非行少年と弁護士たちの挑戦』(生活人新書、2002)が有名な本で参考になると思います)。このような多様な活動を通して、付添人は少年の改善更生と社会復帰に尽力するものとされています。

付添人の現状と課題

ただ、実際には付添人はほとんどつきません。

次のような統計があります。平成15年では、一般保護事件81558件のうち付添人がついた事件は4961件(6.1%、そのうち弁護士が付添人になったのは4584件で92.4%)です^x。実はこの数字は最近になってかなり増えてきた結果でもあります。例えば平成8年では、一般保護事件75317件のうち付添人がついた事件は2516件(3.3%、そのうち弁護士が付添人になったのは2334件で92.8%)でした^{xi}。少し前まではもっと付添人がつく率は少なかったのです。

このような現状の理由として、付添人制度が知られていないこと、また特に付添人制度を利用しようとしても弁護士を頼むお金がないこと、が挙げられます。

後者の問題への対処として、当番弁護士制度や被疑者扶助、扶助付添人制度が確立してきました。これは、弁護士を依頼する経済的余裕のない人でも、財団法人法律

扶助協会等に費用を賄ってもらい弁護士を頼めるというものです。これによれば、審判段階はもちろん、捜査段階から弁護活動をしてもらえるという利点があります(大人の場合もです)^{xii}。ただ、これも限界があり、また地域差の問題があることも否めません^{xiii}。

他にも、国選付添人制度を立法化しようという主張もあります。これについては後述しますので、もう少し待ってくださいね。

< 審判のおおまかな仕組み、そして改正・改正案へ・・・ >

次に、審判のおおまかな仕組みに入ります。ここでは、おおまかな仕組みしか説明しませんから、条文の解説はあまりしませんけど・・・(審判についての詳しい説明は次回です)

少年法22条1項 (審判の方式)

審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。

少年法22条の2第1項 (検察官の関与)

家庭裁判所は・・・必要があると認めるときは・・・審判に検察官を出席させることができる。

少年法22条の3第1項 (検察官が関与する場合の国選付添人)

家庭裁判所は、前条第一項の決定をした場合において・・・弁護士である付添人を付さなければならない。

審判は、わかりやすく、なごやかに行うとともに、非行少年に対して反省させるようなものでなければならない。

家庭裁判所は、必要だなと思ったら審判に検察官を出席させることができる。

家庭裁判所は、審判に検察官を出席させた場合は、弁護士である付添人をつけてあげないとダメ。

大人と少年・全然違う審判構造

さっき見た通り、大人の刑事事件の場合は、検察官VS被告人&弁護士という形で裁判がされるのでしたよね。これを、対審構造とか当事者主義的訴訟構造と言いました。

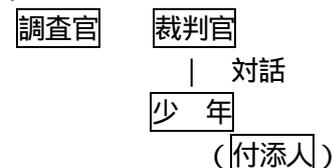
少年の場合は、裁判官と少年が向き合って話すだけで、他に検察官もいませんし(原則です、詳しくは後述。)付添人もいない場合が多いのです。これを、職権主義的審問構造といいます。

難しい言葉は抜きにして図を見てください。

(大人の場合)



(少年の場合)



このように、審判の構造は大人の刑事手続きと少年事件手続きで全く違ってきます。

これはなぜでしょうか。大人の手続との違いを見ながら、見てみましょう。

- ・ 裁判官が積極的に少年と対話することで、単なる非行の責任追及でなく、少年に対する教育的働きかけによる改善更生を促す。
- ・ スピーディに審判を進めることで、少年に対する審判の心理的圧迫を少なくする^{xiv}。

特に1つめの利点に主眼があると言えるでしょう。つまり、裁判官と少年が対話することによる審判やそれに続く保護処分¹の教育的効果をねらって、このように大人と違う審判構造がとられているのですね。

特に、少年事件では少年の要保護性も保護処分を決める重要な要素になります。対話による審判は要保護性の判定でも大事です。

少年事件の審判・欠点その1

でも、やっぱり悪いところもあります。その一つ目は・・・、

・ 裁判官によっては、少年との対話による少年への教育的働きかけが難しい場合がある。特に少年を厳しく問い詰めるような態度では、少年の改善更生が期待できない。

以前、裁判官が少年を産業廃棄物以下と罵った事件がありました^{xv}。

裁判官と少年に対話が成立しなければ、審判は真実発見から遠ざかり、教育的効果も無になってしまいます。このような制度の変容がありうるのです。裁判官は少年法の理念を前提として審判に臨む必要があるでしょう^{xvi}。

さらに、少年法には、このように裁判官によって強権的な審判が行われるのを防ぐ歯止めがありません。ここも問題だと言えるでしょう。

少年事件の審判・欠点その2と改正

二つ目は・・・、

- ・ 真実発見という点では不十分な場合がある。

少年事件においては、少年の要保護性の判定もさることながら、非行事実に関する審理を行うものですから、やはり適正な手続によって真実を発見する必要があるはず²です。この真実発見の要請は主に昨今になって被害者やマスコミから強く主張されてきたものですが^{xvii}、少年においても、誤って有罪とされること(冤罪)を防ぐ、真実を発見して適正な保護処分を行い少年の改善更生を図るという点で重要です(ただしこの2つの「真実発見」は実はやや異なるものです^{xviii})。

このように真実発見の要請を理由として、2000年改正に導入されたのが検察官関与と国選付添人制度です。こ

れは、一定の重大事件に限って真実発見のため検察官が審判に出席するのを認めようというものです。これに対応して、少年に国選付添人をつけてあげようというわけですね^{xix}。わかりますか？大人の手続と同じ構造になっているわけです³。

確かに、この改正法の下でも大人の手続と全く同じになるわけではありません。あくまで検察官が審判に関与する場合でも、裁判官と少年の対話を重視する少年法の審判原則を維持したままで、裁判所に協力するにとどまるものとされています^{xxi}。しかし、検察官から有罪の立証活動が積極的になされることになれば付添人としても少年を弁護することになりますから、付添人の役割は次第に少年のパートナーから検察官と戦う弁護人へと変容していくことになるかも知れません。つまり、大人と同じ審判構造へと変容していくかも知れないのです。

そうすると、少年法は要保護性をも重視した対話による教育的手続^{xxii}から責任追及の手続^{xxiii}へ、付添人は少年のパートナーから単なる弁護人へ、それぞれ変容していくことになるかも知れません。それによって少年法の理念が減殺されることになるかも知れないということです。ここは難しい問題ですね。どう考えて制度設計すべきなのか・・・それは皆さんで自分なりに考えてみてください。

改正案に関して

2005年改正案で国選付添人制度の創設が検討されていると、つい先日報道されました。

この制度が創設されれば、一部の例外を除いて多くの少年に国費で付添人がつくこととなります。この制度を利用して少年のパートナーとして付添人の活動が活発になり、多くの少年が改善更生・社会復帰へと向かっていくことを願っています^{xxiv}。

ただ、手放して喜べるわけではありません。国選付添人制度の創設と同時に検察官関与の拡大も盛り込まれることが検討されています(今回の改正案では見送られたようですが)、これがもし実現されれば、先に述べた審判構造の変容とそれに伴う付添人活動の変容はより大きなものとなるかもしれません。

今後の動向に注目したいところです。

真実発見という重大な問題を残して、次回へ・・・

2000年改正及び今回の改正案にはもう一つ重大な問題があります。それは、真実発見という理由で導入した検察官関与と制度が本当に真実発見につながるのか、という問題です。またこれに関連して、検察官関与に関するそ

他の問題点（今回お話しした付添人に関連する部分以外のところ）もお話しようと思っています。

ただ、これは難しい問題ですし、審判について解説する次回の内容に深く関わるものですから、これについて

は次回扱うことにしましょう。

「わかことワカルの少年法」担当
(監修： 石井 小夜子、津田 玄児)

ⁱこの章全体を貫く参考文献として、田宮・広瀬『注釈少年法 改訂版』(有斐閣、2001) 服部・佐々木『ハンドブック少年法』(明石書店、2000)、『平成16年度版犯罪白書』(法務省法務総合研究所、2004) 新保・伊藤『少年法(やわらかめ)』(アスペクト、2001)がある。またこの原稿を監修してくださっている石井小夜子弁護士の著書『少年犯罪と向き合う』(岩波新書、2001)も参考にさせていただいた。

ⁱⁱ 刑事訴訟法30条1項なども参照。

ⁱⁱⁱ 刑事訴訟法36条なども参照。

^{iv} 厳密には、逮捕(刑事訴訟法199条以下) 勾留(刑事訴訟法204条以下)をさす。以下同じ。

^v 厳密には、弁護人と弁護士は異なる。弁護人には、弁護士のほか弁護士でない者もなれる場合がある(刑事訴訟法31条2項参照) 説明のための便宜とお考えください。以下同じ。

^{vi} 厳密には、被告人をさす。

^{vii} 実質的当事者主義の実現、と言われる。

^{viii} 実際に逮捕・勾留手続において取調べを受けている段階に弁護士がついていなければ、訴訟の準備ができないどころか、自白強要など捜査過程での人権侵害のおそれがある。かかる批判から、被疑者国選弁護が2005年改正で新設された(刑事訴訟法37条の2以下) ただし、まだ施行されていない。

^{ix} 子どもの権利条約12条により子どもには意見表明権が保障されていますが、付添人は子どもの意見表明を援助する役割を果たしていると考えられます。

^x 司法統計年報少年編平成15年版より。

^{xi} 司法統計年報少年編平成8年版より。

^{xii} 前掲注 で述べた理由で、捜査段階からこの制度を利用して弁護士をつけてもらう意義は大きいと言える。

^{xiii} いずれも財源の問題に起因する。国選被疑者弁護人制度の活用によって、改善されることを期待したい。

^{xiv} 憲法37条1項参照。

^{xv} 新聞でも報道され、通信にもその報道が掲載されていたと思います。詳しくはそちらを参照してください。

^{xvi} 私見ですが、職権主義的審問構造の最も怖いところは運用如何によって必罰主義に陥りかねない点であると思います。

ただ、この場合は極端な例であるとしても、少年法の理念は一転してパターンリズムによる人権侵害につながりかねないことを、私たちは知っておかなければならないと思います。

^{xvii} 前掲注 田宮・広瀬『注釈少年法 改訂版』は否認事件が相次いだことで事実認定の困難が指摘されるようになったと説明する。

^{xviii} 同じ「真実発見」という言葉を用いていますが、その内実は大きく違う。被害者やマスコミが求めている真実は「本当は誰が犯人なのか」という意味でのナマの真実だが、少年にとっての真実発見とは適正手続保障の下で発見される訴訟法的真実のことを指す。この2つが食い違う事態もありうる。この2つを混同して安易に被害者やマスコミの言う「真実発見」を求めると、少年側の手続的権利を蹂躪してしまうことにもなる。

適正手続保障の上で発見した訴訟法的真実がナマの真実と一致することが一番望ましいはずであり、それを実現すべく制度設計を検討すべきであると考える(私見)。

^{xix} 前掲注 服部・佐々木『ハンドブック少年法』では否認事件において検察官関与を認めることは、有罪立証をさせるために検察官を関与させることになり、無罪推定の原則に反すると批判している。

^{xx} 検察官関与と制度についての問題点は次回詳しく触れる予定である。ただ、特に少年審判においては予断排除の原則は採られておらず、裁判官は審判の当初から一件書類を見ることができるから、その状況下で検察官を審判に関与させて有罪立証を求めれば、成人刑事事件における公判と同じどころか、悪くすればそれよりも公正に欠ける審判がなされるおそれもあるといえよう。

^{xxi} 前掲注 田宮・広瀬『注釈少年法 改訂版』

^{xxii} いわゆる保護主義の考え方を前提として書いている。

^{xxiii} いわゆる責任主義の考え方を前提として書いている。

^{xxiv} 本文中で紹介した福岡県弁護士会子どもの権利委員会『非行少年と弁護士たちの挑戦』(生活人新書、2002)でも国選付添人制度の創設が訴えられている。